

平成30年度当初予算要求における障がい児・者福祉施策関係の主な事業
(政策戦略要求ベース)

1 障がい福祉課

1. 事業名：(新規) 障がい者コミュニケーションに係るあいサポート条例推進事業

(1) 平成30年度当初要求額：4,618千円

(2) 平成29年度当初予算額：-

(3) 事業の概要

他者とのコミュニケーションに困難を抱える障がい者が、地域と繋がり、安心して豊かな生活を送ることができる共生社会を実現するため、平成29年9月に施行した「あいサポート条例(愛称)」の趣旨を踏まえ、障がいの特性に応じた適切なコミュニケーション支援が図られるよう、次のとおり各種事業を実施する。

ア. 障がい者の居場所づくりに対する支援

外出する機会の少ない障がい者に対し、地域住民と交流できるサロンを設置して障がい者が孤立化しないよう交流の機会を提供する取組に対し、補助を行う。

イ. 難聴者等向けコミュニケーション学習会の開催に対する支援

手話によるコミュニケーションを取ることができない、又は苦手意識を持つ難聴者や中途失聴者及びその家族を対象に、手話を含むコミュニケーション手段を楽しみながら学ぶ学習会等を開催する取組に対して、補助を行う。

ウ. 失語症者向け意思疎通支援者に係る指導者の養成

失語症者の意思疎通を支援する者(失語症者向け意思疎通支援者)の養成に必要な「指導者」の養成及び失語症者向け意思疎通支援事業の実施に向けた環境づくりを行う。

エ. 重度心身障がい児・者のコミュニケーションに係る情報発信

障がいの特性に応じて、多種多様なかたちで行われているが、県民にあまり知られていない重度心身障がい児・者のコミュニケーションについて、事例集を作成の上、広く県民に情報発信する。

オ. 盲ろう者支援に係る検討

盲ろう者の居場所づくりなど、今後の盲ろう者支援の在り方を検討するため、当事者とともに先進地視察や意見交換会を行う。

2. 事業名：(新規) 障がい者を地域で支える仕組みづくり事業

(1) 平成30年度当初要求額：7,953千円

(2) 平成29年度当初予算額：-

(3) 事業の概要

地域で障がい者を支える仕組みの構築に向けて、特に精神障がい者等に係る支援が困難な事案等への支援や、県内の関係者による協議の場の構築、地域交流による障がい者の地域受入れの促進等を進める。

ア. 精神障がい者等に関する地域支援モデル研究事業

地域での精神障がい者等の生活支援を進めていくことが必要であるが、特に支援が困難な事案については市町村においても支援のノウハウがなく対応に苦慮している。このため、特に支援が困難な事案等に対応できる体制づくりを試行的に行い、実践を通じてより良い支援の在り方を研究し、支援の方法・ノウハウ等の蓄積を図る。

事業の実施に当たり、特定の圏域をモデル圏域として実施し、その後、県内に波及させていくこととする。

(ア) 精神障がい者等に対する地域協働相談支援

精神障がい者等に係る支援が困難な事案等について、家族等へのケアも含めた地域での協働支援を家庭訪問等を通じて行う。

(イ) 地域で支える支援としてのピアカウンセリング強化

支援が困難な事案を抱える精神障がい者等の家族に対して、他の障がい者の家族がピアカウンセリング等を行う事業を実施。

(ウ) 地域で支える支援に対応した支援員の育成研修

精神障がい者等に係る支援が難しい事案等の研修（OJT等）により、高い対人援助スキルを学ぶ機会を提供し、将来必要となる高度な支援を行うことができる福祉人材の育成を図る。

イ. 障がい者に対応した地域で支える仕組み構築支援事業

障がい者を地域全体で支える仕組みの構築を進めるため、保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置するとともに国のアドバイザー等による研修、個別相談等の技術的支援を実施する。

3. 事業名：(継続) とっとりモデルの共同受注体制構築事業

(1) 平成 30 年度当初要求額：20,490 千円

(2) 平成 29 年度当初予算額：18,282 千円

(3) 事業の概要

平成 29 年度に策定する第 3 期工賃向上計画を踏まえ、ワークコーポとっとりでのさらなる高工賃作業の提供や参加事業所の拡充を図るほか、ワークコーポとつとりを核とした中・西部での共同作業場の展開を図る。

ア.【継続】共同作業場の運営

受託作業確保のための企業営業、施設外就労により共同作業場を利用する事業所のマッチング、受託数量と作業数量とのバランスをふまえた生産調整、共同作業場の利用促進等からなる運営を行う。

- ・共同作業場運営のための人役の配置
- ・建物・機材の維持管理
- ・企業や事業所との調整、生産や出荷の管理 等

イ.【新規】とっとり共同作業場強化

今後展開されるものも含め中・西部の共同作業場において、ワークコーポとつとりの共同作業ノウハウの横展開を図るとともに、企業側・福祉事業所側双方の参加・工賃増を促し、障がい者の職域開拓・収入向上につなげるための取組を強化するた

め、特定非営利活動法人鳥取県障害者就労事業振興センターにコーディネーターを配置し、支援する。

ウ.【新規】共同作業場の実習にかかる奨励金

中・西部も含めた共同作業場の作業内容を広く理解してもらい、より多くの事業所の参加を推進するため、共同作業場における実習に新たに参加した事業所に対して支給する奨励金を創設する。

2 子ども発達支援課

1. 事業名：(拡充) 医療的ケア児者受入環境整備事業

(1) 平成 30 年度当初要求額：15,089 千円 (634 千円増)

(2) 平成 29 年度当初予算額：14,455 千円

(3) 事業の概要

ア.【拡充】障がい児者在宅生活支援事業

障がい児者が在宅生活を送るためにニーズが高いものの、障害者総合支援法等による給付の対象とならないサービスのうち、県が定めた事業を実施する市町村に補助する。

(ア)【拡充】重症心身障がい児者等受入事業所看護師等配置助成事業

日常的に医療的ケアを要する障がい児者等を受け入れる事業所に対し看護師等配置経費及び訪問看護利用経費を補助する。

(イ)【拡充】重症心身障がい児者等受入事業所医療機器購入助成事業

日常的に医療的ケアを要する障がい児者等を受け入れる事業所に対し、医療機器等の購入に係る経費を補助する。

(ウ)【拡充】身体障害者手帳交付対象外の難聴児への補聴器購入等助成事業

身体障害者手帳（聴覚機能障害）の交付対象とならないが、補聴器が必要な難聴児に対して、補聴器等（FM補聴システムを含む）の購入費を補助する。

(エ) 施設入所障がい児者等在宅生活支援事業

障害者支援施設等に入所している障がい児者等は、一時帰宅中は在宅サービスにかかる介護給付費等が支給されないため、利用者の負担軽減を図ることを通じて障がい児者の在宅生活の支援を行うことを目的として、一時帰宅中に在宅サービスの一部を利用する際の利用経費を補助する。

(オ) 家庭外看護師派遣支援事業

日常的に医療的ケアを要する障がい児者の家庭外活動場所の環境整備を図ることを目的として、看護師派遣に必要な経費を補助する。

(カ) エアーマットレスレンタル助成事業

褥瘡（じょくそう）予防と保護者の介助量を軽減することにより、重症心身障がい児者または神経筋疾患の障がい児者の在宅生活を支援することを目的とする。褥瘡リスクが高く、体位変換に常時介助を要する在宅の重症心身障がい児者等に、エアーマットレスのレンタル費用の助成を行う。

(キ) 重度障がい児者地域移行等推進事業

入院又は入所中等の医療的ケアを要する重度障がい児者を対象に、グループホーム等での生活の体験を通して、安心した地域移行等につなげるための支援に必要な経費を助成することで、重度障がい児者の地域移行を促す。

(ク) 入院時付添依頼助成事業

重症心身障がい児者等の保護者が一時的に付き添いの代替を依頼する際の経費を補助し、保護者の負担を軽減する。

(ケ) 家庭内排痰補助装置助成事業

常時又は随時排痰を行うことが必要な在宅の障がい児者について、家庭内への排痰補助装置の配置経費について補助を行う。

イ. 【新規】医療的ケア児等コーディネーター養成事業

医療的ケアを要する障がい児者や重症心身障がい児等が地域で安心して生活できるよう、医療的ケアを要する障がい児者等に対する総合的な支援の調整を適切に行う人材（医療的ケア児等コーディネーター）を養成するための研修会を実施する。

ウ. 【新規】医療的ケア児等と家族のための大山リゾートキャンプ事業

大山開山 1,300 年に合わせて、医療的ケアを要する障がい児者等、難病児及びその兄弟姉妹を対象にしたキャンプを大山で開催する。キャンプを通して、社会参加や新たな出会い・成長（自立）を実感してもらうとともに、保護者の身体的負担軽減を図り、また医療的ケアを要する障がい児者等に対する県民への理解啓発の機会とする。

2. 事業名：(新規) 小児・医療的ケア児等に係る人材確保事業

(1) 平成 30 年度当初要求額：1,094 千円

(2) 平成 29 年度当初予算額：-

(3) 事業の概要

人材確保による、医療的ケア児、重心児を受け入れる事業所等の拡大を念頭に、県内外での PR、理解・啓発事業を展開する。

ア. 障がい児通所支援事業等の PR

県内外から福祉人材等を確保するため、県内にある障がい児通所支援事業所等の魅力を様々な形で PR したり、実際に現場で体験を行うツアーを実施したりすることにより、これら事業所等への就業促進に資する。

イ. ヘルパー等スキルアップ研修会開催

医療的ケアが必要な重心児者等の支援を行う現場において、そのケア手法等を学ぶ研修会を実施し、介護士や生活支援員のスキルアップを図る。スタッフが不足している医療的ケア児者を支援する現場のマンパワー確保に繋げる。

ウ. 医療的ケア児等に係る理解・啓発

県内の看護学校で医療的ケア児等に係る講義を行い、また、重心児等を受け入れている事業所で学生が実際に職業体験することにより、障がい福祉サービス事業への就業促進に資する。

3. 事業名：(新規) 中部療育園移転整備事業

(1) 平成 30 年度当初要求額：22,886 千円

(2) 平成 29 年度当初予算額：-

(3) 事業の概要

現在の中部療育園は施設の狭隘化等の課題があることから、課題解消のため、(元)倉吉市立河北中学校に移転・整備を行う。

ア. 主な整備内容

既存施設である(元)倉吉市立河北中学校管理教室棟(1,432 平方メートル)を改修し、中部療育園に再整備する。

イ. 候補地選定理由

(ア) 幹線道路に近く、鉄道やバスなど公共交通機関が整っているなど、中部圏域のすべての利用者にとって通いやすい。

(イ) 他の候補地と比べて駐車場を含めて広いスペースが確保できる。また、建物及び敷地の広さ(ゆとり)は、将来的に利用動向の変化が生じた場合の柔軟な対応を可能にする。

(ウ) 県有施設の有効活用の観点から現地を確認したところ、療育活動に支障を来さないような改修を施すことは可能である。

(エ) 未利用施設の有効活用に伴う起債を活用することで、建築コストを縮減することが可能である。

ウ. スケジュール

設計：平成 30 年 5 月から 12 月まで

工事：平成 31 年 5 月から平成 32 年 2 月まで